

○山本委員長 それでは、時間がまいりましたので、第4回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日は、空間管理、公共交通、インフラ分野、防災、治安分野、地域産業、農業分野を所管する関係省庁からのヒアリングを行いたいと思います。

本日のヒアリングの進め方でございますが、空間管理、公共交通、インフラ分野について国土交通省都市局及び総合政策局から課題等について聴取した後に委員の皆様からの質疑を行い、その後、防災、治安分野について内閣府防災担当、総務省消防庁及び警察庁から聴取及び質疑、そして最後に地域産業、農業分野について経済産業省及び農林水産省から聴取及び質疑を行うという形で進めることといたします。

なお、前回のヒアリングの概要及び関係団体からの追加提出資料をお手元に配付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

それでは、空間管理、公共交通、インフラ分野に関する意見聴取に移りたいと思います。

初めに、人口構造の変化等を踏まえた都市政策について国土交通省都市局、その次に、公共交通政策の現状と課題について国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課、その次に、社会資本の維持管理に関する取組について国土交通省総合政策局社会資本整備政策課及び公共事業企画調整課に、合わせて24分以内を目安に御説明をしていただき、その後、両方の御説明の内容に対し一括して15分程度の質疑応答を行うこととしたいと思います。

まず、本日御出席をいただきました皆様を御紹介いたします。

国土交通省都市局都市計画課長 楠田幹人様でございます。

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課交通政策企画調整官 日下雄介様でございます。

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課長 小善真司様でございます。

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長 丹羽克彦様でございます。

国土交通省総合政策局政策課長 中田裕人様でございます。

それでは、国土交通省都市局の楠田様、よろしく願いいたします。

○楠田課長 それでは、初めに、私の方から都市政策の関係で御説明をさせていただきたいと思います。資料1-1を御覧いただければと思います。

私からは3点ほど御説明を申し上げたいと思います。

1点目ですが、コンパクト・プラス・ネットワークの取組ということでございます。資料の2ページを御覧いただければと思います。もう御案内のとおりでございますけれども、人口の関係は今後30年で2割程度の厳しい人口減少という中で、私どもとして着目しているのは人口減少、特に生産年齢人口の減少というのは、より小規模な都市で顕著だということでございまして、右の方でございますけれども、例えば5万人クラスの都市で言うと人口減少35%ぐらいの全国と比べても大変大きな減少になるということ。それから赤色で示しておりますけれども、そういう中で生産の担い手となる生産年齢人口についても大変

大きな減少になる。この辺をどういう形で都市構造の中で考えていくかというのが一つでございます。

もう一つは、逆に老年人口の増加については規模の大きな都市において顕著ということで、そちらはそちらでまた対策が必要であろうということでございます。

3 ページを御覧いただければと思います。その中でも地方都市の現状と課題ということでございますが、人口減少、高齢化という中で活力の低下が見られ始めているということでありまして、都市の関係で言うと、店舗等の郊外立地が進むということで市街地が拡散して密度が低下している、そういう町が増えてきているということでございます。

下を見ていただきますと、県庁所在地の人口の推移でございますが、1970年から2010年にかけて一度増えて、それからまた2040年にかけてもとに戻るような形で人口の推移を見込んでおりますけれども、一方で、右にありますように当該地域のDID面積についてはこの40年で倍増しているというようなことで、拡散が見られるということでございます。

このままの状況で進みますと、財政状況も厳しい中でいろいろなサービスの提供が困難になっていくのではないかとということで、この段階からいろいろな取組を進めていかなければならないということでございます。

4 ページを御覧いただければと思います。その中の当方の中心的な政策として、コンパクト・プラス・ネットワークということを進めております。こちらにありますように大きく2つ、立地適正化のための計画と、右にあります地域公共交通の関係の計画、この両輪で進めてございます。

左の方の立地適正化計画については、都市機能の誘導、それから居住の誘導という2つのエリアを設定し、都市機能誘導については、どういうエリアで、どういうものを誘導していくのかということを考えていく。それから居住の方は、居住をどういうエリアに絞って誘導していくかを考えていくということで、そういう緩やかな形でこういった集積を少し長い目で進めていきたいということでございます。

公共交通の方については、後ほど説明があるかと思っております。

5 ページを御覧いただきますと、その一つの例として岐阜市を挙げています。人口については27年から47年の20年間で5万人程度の減少が見込まれるということでございますが、左にありますように、市街化区域のうちの6割弱を居住誘導区域という形で指定しております。そして、全体は下がりますけれども、この居住誘導区域については人口を何とか維持するようにしたいということございまして、下にありますようないろいろな住宅のプロジェクト等も入れて居住の誘導を図っていくということでございます。

それから、右の方ではビッグデータを活用した形での利用度の高い交通をあわせて措置していくということでございますし、右の方でもう一つ、健康ということがございます。自然と町を歩くような環境を、町にいろいろな施設を埋め込んだり、あるいは歩くということについてポイント制度で推奨するとか、そういったことで住民の健康の向上に役立てていきたいということでございます。こういった取組で、自治体の財政という意味でも医

療費の節減とかいろいろなことでメリットがあるということもございますし、一定のエリアの中での活動でできるということで、都市活動のサービス部門の生産性向上にも資することがございます。あるいは先ほど申し上げた生産年齢人口が落ちていくという中で、これからの健康寿命を長くしていこうという話でいくと、やはり自然と歩くまちづくりということで、歩くことと健康というのは大変関連が深いので、そういったことも一緒にやっていきたいということでございます。

6ページを御覧いただければと思いますが、現在、立地適正化計画について、407都市で具体的な検討を進めていただいております。そのうち161都市で計画の作成・公表が行われているということでございまして、政府目標として、2020年までに300都市は超えていきたいということで、今、急ピッチで取組を進めております。

以上が1つ目でございます。

2つ目、7ページですけれども、都市のスポンジ化対策ということでございます。

8ページを御覧いただければと思いますが、御案内のとおりのことでございますけれども、空き地・空き家というのは今、大変増えている状況にございます。空き地も10年間で2割増という形で進んでおりますし、空き家の方も大変大きく増えている状況でございます。資料のとおりでございます。

9ページを御覧いただきますと、その中でも、当方でスポンジ化と呼んでおりますけれども、空き地・空き家が非常に散在する形で、小さなスポットで広範囲に広がるという現象が見られております。その結果として、コンパクトシティの取組なども効率的に進まず、都市が衰退してしまうという問題がございます。

10ページを見ていただきますと、その関係で、前回の国会で法律を提出し、7月に施行されておまして、コンセプトとして、大変開発意欲が落ちてスポンジ化現象が進んでおりますので、地権者の利用動機が乏しいのであれば、市町村の方で積極的に動いて、例えば、利用権に着目した計画をつくって、もっと利用ができるようにしていこうと。その際、小さく点在している土地は大変利用がしにくいので、そういうところの利用権を計画に従って交換して、ある程度まとまりのある土地をつくって利用につなげていこうという取組を進めているところでございます。

最後に、11ページの広域調整の話をお説明申し上げたいと思います。

これは必ずしもまだ答えが出ているものではございませんけれども、問題意識の御紹介ということですが、現在、都市計画制度については、広域的なものを除きますと、基本的には市町村の方で県がつくれます都市計画マスタープランに即した形で都市計画の決定を行っております。そういう意味で、広域的な見地から調整が必要な場合ということで、市町村の方で都市計画をつくるに当たって県への協議というもので全体の形を整えることになっておりますが、コンパクトなまちづくりを進めていくに当たって、現在、いくつか問題が生じているところがございます。

ここに2つ書いておりますけれども、A市でコンパクトなまちづくりを進めようという

ことで郊外立地を規制していても、その隣の市で大型店が出てしまうと、全体としてそういう形ができないという話でありますとか、県の方で都市計画区域マスタープランでそういう抑制方針を決めていても、市町村の方で立地競争のようにどんどん出ていくということがあって、それを止め切れないという問題がございます。そういった立地合戦みたいなことになりますと、市街地の低密度化みたいなものが進みまして、結果として地域全体の人口が減ると、地域全体が沈んでしまうということもございます。

こういった問題にどうやって対処していくかということで、今、社会資本整備審議会に小委員会を設けている中で、生活圏の広域化等への対応というのを検討課題の一つに掲げておりまして、今後こういったことについて、こういったやり方でやっていけばいいかという議論を進めていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課の日下様、よろしくお願いたします。

○日下交通政策企画調整官 それでは、私の方は、資料1-2をベースといたしまして「公共交通政策の現状と課題」ということで説明させていただきたいと思っております。

3ページをお開きください。少子高齢化の進展ということで、先ほどの資料にもございましたとおり、公共交通をめぐる現状といたしましては、やはり少子高齢化というところが大きな課題と捉えておりまして、今後、将来的には通勤・通学ニーズの減少、さらに高齢者のニーズの増加が見込まれるということが考えられております。

そういった中で、ページをおめくりいただきまして、4ページでございますが、公共交通をめぐる需要側からの現状ということでございます。外出率・トリップというところに着目して整理をさせていただいたのがこちらの資料でございますが、外出率という考え方で見ますと、実は年々減ってきているというところが数字上出てきているところでございます。こういった中で、公共交通の利用回数自体も減っておりまして、また、公共交通事業者自体の経営状況も大変苦しくなっているという状況がございます。

外出の減少というところは、先ほどのお話もありましたとおり、健康面にも影響を与えるし、地域経済の循環にとっても影響を与えるということで、人の外出、こういったところに着目して、今後取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところでございます。

一方で、5ページを御覧いただければと思っております。高齢者というところのトリップという点を見ますと、実は外出率そのものが増えてきている。高齢者の増加、さらには高齢者自体、それぞれの外出自体も増えてきているということで、今後ますます高齢者の足の確保という観点からの取組が必要になってくるのではないかと捉えているところでございます。

高齢者という観点からいいますと、次の6ページ、7ページになりますけれども、相次

ぐ高齢者の事故というのがございましたが、高齢者の自動車免許の保有自体も増えてきているというのがございますが、一方で、その免許を返納する動きもかなり出てきているという状況でございます。

免許返納とかそういった動きの中で、8ページにございますとおり、公共交通に対する不安というのも増えてきている状況でございますから、こういった高齢者の足の確保は、公共交通の観点からもますます重要になってくるのではないかと考えているところでございます。

以上が需要側の状況でございますが、9ページ、10ページは供給主体側の現状ということでございます。少子高齢化の進展と相まって、バス事業をはじめとする公共交通事業においては、長時間労働というのも現状としてございます。さらには、そういった中で求人倍率自体も高くなっている。人手不足という状況がバス事業を中心とする公共交通事業において見られているという状況でございます。そういった供給面からも、今後、公共交通、地域の交通の確保という点からは非常に課題が大きくなっているという状況でございます。

以上のような公共交通をめぐる需要側、供給側からの現状に対しまして、国で地域公共交通の活性化という取組にいかに取り組んでいくのかというところが次のページ以降でございます。

改正地域公共交通活性化再生法の概要というページをお開きいただければと思います。この法律自体は平成19年にできた法律でございまして、地域公共交通につきまして、我が国の場合はかなり多くの民間事業者さんがいらっしやいまして、それぞれが地域の足、交通というのを担ってきていたところでございますが、少子高齢化などが進む中で、地域自体、地域が全体として交通を支えていくことが必要ではないかという考え方のもとに、この法律ができたところでございます。

特に平成26年の地域公共交通活性化再生法の改正におきまして、地域のまちづくりなどともしっかりと連携をしながら、地域の協議会において、地域公共交通網形成計画といういわばマスタープラン、こういったものを地域で策定して、計画的に地域交通のあり方、地域公共交通について取り組んでいくということを法制度として整えたところでございます。

この取組自体は、13ページにございますとおり、かなり全国でも進んできておりまして、既に427件の地域において網形成計画自体が策定されているという状況でございます。ただ、それぞれの取組、まず市町村が中心となった取組というところで現状では進んできているところでございます。

14ページにございますとおり、豊岡市がかなり広範、全体的に路線の再編を行いまして、自家用有償運送、市町村が主体となった運行、こういったことも交えながら、公共交通の再編を行った事例を載せさせていただいております。

15ページは、市町村が連携して取り組んだ事例として、宮崎県の日向・東臼杵地域の事例を載せております。先ほどの都市計画の話がございましてけれども、人の動き自体は市町

村の単位を越えて交通圏というのができ上がりつつあるという状況でございます。また、災害の発生、さらに観光、こういった観点からも、やはり移動自体が広域的なものというのかなり生じてきている状況の中で、市町村同士が連携して取り組むというところを促進していく必要があるのではないかと我々としても考えているところでございます。

次の16ページ、17ページは、それぞれ奈良県、大分県、県が主体となって広域的な連携のための網形成計画を策定した事例でございます。県が市町村と一緒に交際網形成に取り組むという取組も出てきているところでございます。

やはり各市町村、交通担当の職員はかなり少ないということで、我々の調査では8割の市町村が専任の担当者を置いていないというデータもでございます。そういった中で、都道府県が人の面だったりも含めて、また知恵の面も含めて、こういった市町村を支えながら一緒に協働して取り組んでいくという取組が大事なのではないかと考えているところでございます。

18ページは、自家用有償運送の円滑化ということで、我々もこういった取組を進めていまして、御紹介でございます。

最後に、新しいモビリティサービスということで、将来、2040年、先を見据えてということでは、こういった動きもあるということで御紹介をさせていただきたいと思っております。

20ページ、自動運転の現状ということでございます。政府全体として、官民ITS・構想ロードマップのもとに自動運転に向けてのロードマップを策定して、今、取り組んでいるという状況でございます。一番下の緑の部分、移動サービスに関しては、2020年代の前半から後半にかけて、限定地域での無人自動運転移動サービスのレベル4というものも書いています。

こういったことに向けて、21ページにございますとおり、様々な自治体の実証実験に取り組んでいるという状況でございます。

さらには22ページ、MaaSという新たな概念も出始めておりまして、移動自体をパッケージとして捉えることによって、利用者目線で移動を円滑化していこうという概念がMaaSでございまして、例えば予約から決済までを一貫して一つのアプリケーションで行える。こういった取組が典型的なものということでございます。

こういった新しいモビリティ自体は、人の移動の効率化、さらには利便性、効率性の向上につながるということで、今後の少子高齢化の中でも非常に地域の交通の確保という点でも課題の解決につながるのではないかと捉えているところでございます。

以上、駆け足でございましたが、公共交通に関する説明でございました。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、国土交通省総合政策局社会資本整備政策課の小善様、公共事業企画調整課の丹羽様、よろしくお願ひいたします。

○小善課長 それでは、資料1-3を御覧いただきたいと思います。説明の方は、私、小善の方で一括させていただきます。

おめくりいただきますと、まず、社会資本の老朽化の現状でございます。2ページを御覧いただきますと、50年以上経過する施設の割合でございます。50年で老朽化するものではないのですが、目安として50年で切ったものでございまして、道路を見ていただきますと、現在、25%が50年以上ですが、15年後にはそれが63%になるということで、高度成長期につくったインフラの老朽化が急速に進んでいるという現状でございます。

次に3ページでございます。老朽化に取り組み始めましたのは、平成24年の中央自動車道笹子トンネルの事故がございまして、それ以降、平成25年をメンテナンス元年ということで定めまして、その後、各種の措置を講じてきたところでございます。

4ページでございますが、主な計画の体系でございます。一番上が政府全体として基本計画をつくりまして、その下で、国は省庁ごとに行動計画、地方公共団体では公共施設等総合管理計画をつくりまして、一番下でございますが、施設ごと、管理者ごとに個別施設計画の策定を進めておりまして、2020年度までに策定が終わるという目標で、今、進めているところでございます。

次に5ページ、長寿命化のための取組の主な概要でございます。大事なポイントとしては、左側にありますようにメンテナンスサイクルを構築するというので、点検・診断して、それを記録して、個別施設計画に従って修繕・更新して、またそれを生かしていくというものでございます。

右側はトータルコストの縮減・平準化ということで、予防保全でございます。損傷が小さい段階で予防的に修繕等を行うことによって、長もちもしますし、コストもトータルで安くなるという考え方を導入して取り組んでおります。

もう一つ、新技術の開発ということをしております。

地方公共団体への支援については、また後ほど詳しく御説明させていただきます。

また、結構費用がかかるということがございまして、6ページでございますが、平成25年、2013年に左側のように一度推計をしております。この時点で把握している状況をもとに、国交省所管分野について国・地方公共団体を含めた金額でございます。

ただ、今、右側でございますように、点検とか診断が進んできて、一個一個の施設の状況もわかってきましたし、さらに右側にありますように新技術等の導入も進んでおりますので、そういう効果も反映した新たな推計というのを作業しておりまして、できるだけ早期に出したいと思っているところでございます。

7ページ以降が地方公共団体の課題といえますか、主なものは維持管理体制だろうと思っております。

8ページを御覧いただきますと、地方公共団体、特に市町村が管理しているインフラが相当割合を占めているということでございます。

9ページでございますが、市町村職員数の推移ということで、上のグラフで市町村全体

がちょっと増えているのは県費負担の教職員が政令市に移管したせいだと思っておりますが、土木系の職員はほぼ横ばいでございます。ですが、さらに下の方で部門ごとに見ていただきますと、土木・建築部門にいる職員の数を見ますと大きく減ってきている。最近横ばい傾向になっているという状況でございます。

次の10ページでございますが、その中で維持管理・更新業務を担当する職員数ということで、これは我々、全市町村に今年アンケートをしまして、そのアンケートの結果でございます。平成25年以来取り組んできていることもありまして、例えば右上の市の方を見ていただきますと、30人以上いるところが多くなっていると、少し改善の傾向が見られるのかなと思っております。

次が11ページでございます。地方公共団体で人材育成とかどうしているかという、これもアンケートでございます。アンケート結果を見ていただきますと、②にありますように研修を受けているというのは結構市町村でもそれなりにあるのですが、例えば⑥のOJTを実施しているとなると、町村ですと途端に少なくなりますし、外部の知見活用というのも少ない。さらに一番下、特に取組は行っていないところが町とか村だと相当多くなっているというのが現状でございます。

これに対して12ページ以降、我々として今、どういうことをやっているかという説明でございます。

13ページは下水道の例ですが、ICT活用で共同管理して人件費を安くするとか、さらに広域連携を進めておりまして、広域で処理することを進めておるところでございます。

14ページは集約・再編でございます。インフラの中でも、例えば河川とかダム、道路みたいなネットワークのようなものは人口が減少するからといってそう数が減っていくものではないと思っておりますが、ここにありますように、下水・汚水処理とか都市公園、公営住宅につきましては、建て替えとかの機会を捉えて集約・再編していくということで、ガイドライン等をつくって進めているところでございます。

15ページがPPP/PFIの取組でございます。民間の資金・ノウハウを活用するというので、有力な手段だと思っております。ただ、やはり小さい地方公共団体ですと、PFIに取り組むこと自体ハードルが高いということもございますので、左側にありますように、プラットフォームというものを地域ごとにつくって、セミナーであるとか官民対話の機会を設けているところでございます。

16ページでございますが、これは地域一括発注ということで道路の例でございます。市町村が実施する点検・診断を都道府県がまとめて受託して発注するというものでございまして、徐々に数が増えてきておりまして、平成28年度では605の市町村で実施されているところでございます。

17ページが包括的民間委託ということでございまして、なるべくまとめて委託しようということでございまして、右下を見ていただきますと、右側が維持とか修繕とありますが、それぞれ発注していたものを維持と修繕でまとめて発注するとか、さらに縦軸のとこ

ろはインフラの種類、上下水道を一緒に発注するとか、さらに道路、河川、公園を一括して発注するとか、そのような工夫も進めているところでございます。

18ページでございますが、技術者が足りないということで、技術者派遣制度というのもやっておりますし、右側の絵にありますように、一部の地域では公益財団なりが派遣するというような仕組みもできているところでございます。

19ページでございます。ただ、技術的に難しいもの、例えば大きい橋とかでございますが、それにつきましては国が直接地方公共団体に代わって診断するという直轄診断をやっておりますし、さらにその診断の結果、必要があれば修繕も国が代行するというような制度をつくりまして、今、徐々に実績が出ているところでございます。

20ページでございますが、メンテナンス会議ということで、分野ごとに国と地方公共団体が集まって情報共有とか技術的な相談ができる場をつくっております。

21ページは研修でございます。数多くの研修も全国で実施しております。

22ページは点検の基準ということで、平成25年当時はまだ必ずしも明確に基準がなかったものもございましたが、これを全分野、基準は作り終わっております。

23ページでございますが、個別施設計画、2020年度までに策定目標ですが、それに向けてのガイドラインなどの支援もしてきているところでございます。

24ページは少しまた毛色が違う話でございますが、やはり新技術の導入には産学官民の連携が必要ということで、インフラメンテナンス国民会議というものを平成28年に設立しまして、右上の方にありますように、600いくつの企業、行政も600以上参加いただいて、技術の実装に向けた取組などをしております。

25ページを見ていただきますと、その後、全国の10個のブロックの集まりができて、そこで地方公共団体と企業の技術的なマッチングであるとか、技術の現場検証であるとか、そういう取組を地方公共団体、民間、大学等を含めて一緒にやっているところでございます。

26ページは財政支援ということで、防災・安全交付金というのを1兆以上予算計上しているところでございます。

27ページでございますが、大規模な構造物、橋とかこういうものはやはり一時期に大きなお金がかかりますので、交付金ではなく個別補助がいいという話もありまして、例えば下にあります10億とかそういう大きなものについては個別の補助制度もつくっているところでございます。

28ページは技術的な話でございますし、新技術の導入ということでロボット、ドローン、こういうものを活用して点検・診断を効率化していこうという取組も進めておるところでございます。

最後は29ページでございますが、オープンデータということで、社会資本情報プラットフォームというのを国交省が中心になって、ここにいろいろなデータを入れております。下にありますように、厚労省なり他省庁の協力を得まして、そういう他省庁データも入れ

ます。それをオープンデータ化して、民間企業等と一緒に新しいイノベーションを起こしていくというような取組もやっているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、大屋委員からお願いします。

○大屋委員 慶應義塾大学の大使でございます。御説明ありがとうございます。

1点、最後の社会資本維持管理についてお聞きしたいことがあるのでお尋ねいたします。

資料の14ページで集約・再編等を進めておられるというところに関して、やはり都市公園や公営住宅と違って、道路などについてはネットワークだから、そう簡単にすぐ集約するものではないという御指摘がございました。それは一方でそうだと思うのですけれども、他方で、例えば人口構造の変化を踏まえてコンパクトシティー化を進めているということを見ると、人のいない地域と人のいない地域を結ぶことになってしまった道路とか、従って、そこに老朽化施設があったときに、これをメンテナンスするとか建て替えるよりも、もう外した方がいいのではないかと。安全性を維持することを考えたら、例えば通る時間が多少増えても、必要な時間が長くなっても、取り外してしまうということもあり得ると思うのですけれども、現段階でそういうことまで含めた集約について考えておられるのか、そこまではまだ立ち入っていないと、現状のインフラの維持ということを前提に進めておられるのかということについて、御存じだったら教えていただきたいと思っております。

以上です。

○山本委員長 まとめてお答えをいただきますので、それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 御説明ありがとうございます。

私からは1点、都市局都市計画課にお伺いしたいのですけれども、資料1-1の12ページ、広域調整に関してです。まだ方向性ということで、お答えしづらいところがあるかもしれないのですけれども、今、一方では町村の都市計画決定に関して都道府県の同意を外すという方向で地方分権の方で議論をしているところでございます。それとのかかわりで、広域調整の方向性としてこれから御検討ということだと思いますけれども、ここでの書かれ方ですと、広域自治体である都道府県の役割をかなり重視しているような書きぶりになっている気がします。他方で市町村間の連携による広域調整というような方向性は、国交省として今の時点でどのように御覧になっているのかという点について、お伺いしたいと思います。

以上です。

○山本委員長 では、飯島委員、お願いします。

○飯島委員 飯島でございます。貴重なお話をありがとうございます。

コンパクト・プラス・ネットワークについてお伺いしたいのですけれども、立地適正化

計画と地域公共交通網形成計画のいずれにつきましても、策定している地方公共団体のリストをお示しいただきました。これを見比べてみますと、必ずしも重なっていない、かなりずれがあるように思います。この中で地域公共交通網形成計画については、県主導ということもあるというお話がございましたが、鉄道沿線で作っているというところもある。鉄道沿線も含めて県がリーダーシップをとらないところは、やはり沿線であるとはいえ、調整は非常に難しいと思うのですけれども、うまくいっている手法や仕組み、ここが効いているのではないかとこのころがあったらお教えいただきたいと存じます。

同時に、そういうところであっても立地適正化計画には結びつかないということになりますと、この2つの計画を連携してコンパクト・プラス・ネットワークを進めようということとの関係で、そこをどのように評価されているのか、お教えいただきたいと存じます。

○山本委員長 それでは、楠田課長から順次お答えをお願いいたします。

○楠田課長 伊藤先生から御指摘をいただいた件でございますけれども、御指摘のとおり、今、地方分権の中でもまさに町村と県との関係、どのような形でやっていくのがいいかということについて議論をさせていただいております。我々として、市町村間の連携ということも含めて、広域的なエリアでどういう形で最適解を出していくのがいいかということについて議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、ちょっと我々が悩んでいるのは、県が調整する場合は都市計画区域のマスタープランというものがあまして、それは関係市町村等の意見も聞きながらつくっているもので、それに照らして本当にこれはどうなのかという調整をするという一つのやり方がありますが、市町村同士で水平に調整をしたときに、隣の町に出てくるものについては基本的にはなかなか認めがたいというところが圧倒的に多いと思いますので、どういった基準に基づいて市町村間の調整ができるかということについては、我々ももう少し議論を深めていく必要があるかなと思っております。

飯島先生のお話につきましては、おっしゃるとおりでございます。実は今、それぞれ計画策定については国の方でも補助をしておりますけれども、立地適正化計画をつくっている市町村に対しては、そういう補助の御支援をするときには、交通の方もぜひ検討してくださいとお話をしていますし、その逆の方も今しております。両方あわせ持ってコンパクト・プラス・ネットワークなものですから、そういった形で両方にお声かけをして、両方つくる市町村が増えるようにということで、全国いろいろ関心のある市町村を回っております。そういった取組を進めているところでございます。

以上です。

○山本委員長 日下様、お願いします。

○日下交通政策企画調整官 先ほど飯島委員から御質問いただきました、市町村連携がうまくいっている事例というところでございますが、やはりバス路線が市町村をまたがっております。それが廃止されそうになるとか、そういう危機感を共有して連携して取り組むというのが一つの大きいきっかけとなって調整を始めるケースが多いのかなと。もちろ

ん鉄道の場合もございます。

これまでの取組を見ますと、やはり単独の市町村というのが現状ではまだ多いのかなと。その役割としては、交通圏全体をしっかりと見ている都道府県の方が、しっかり市町村との連携を図りながら進めていくということが我々としても大事なのではないかと考えているところがございます。

○山本委員長 それでは、小善様か丹羽様。

○丹羽課長 私の方から、先ほど大屋先生から集約・再編のお話がありました。道路についてどうなのだという話がございます、例えば橋の場合、実際にやっているところがございます。地域で御相談いただいて、ほとんど使われていないということであれば、メンテナンスだけでも費用がかかりますので、地域で合意していただいて、メインのところをかけかえて、残りのところは橋を撤去するというようなことをやっているところがございますし、あるいは高速道路のオーバブリッジは大体、市とか町で管理しておりますが、ほとんど地域に住んでいないところになると、そういったオーバブリッジを撤去するというような取組もございますので、道路についても同じような取組を進めているところがございます。

○山本委員長 それでは、牧原委員、武藤委員から、それぞれお願いします。

○牧原委員 東京大学先端科学技術研究センターの牧原でございます。

いくつかございましたが、個別の質問で1つだけ御質問します。社会資本の維持管理に関する取組の9ページ、10ページあたりの市町村の職員数を見ておきますと、維持管理・更新業務の担当職員が増えています。その割合については、ゼロの項目が減っている傾向があるということですが、今後、例えば下水道事業では非常に専門化された職員をそこにはりつけて、小さな自治体では異動もできずにずっとやっている。その職員が退職してしまうと後がないというような事態があるやに聞いております。

現在職員がいるというだけではなくて、その職員が、特に小規模の自治体でサステイナブルにそこで業務をするということは、どのようにすれば可能なのか、国土交通省としてはどうお考えかということをお伺いしたいと思います。

○武藤委員 武藤です。

資料1-1の8ページに空き家の数が820万戸と出ているのですが、青のところは賃貸用または売却用の住宅ということなので、この中にも、もちろん空き家になっているから賃貸や売却が可能なのでしょうけれども、地域にとって問題のある空き家とそうでない空き家があるのではないかと思います。そういうところについては把握されていらっしゃるのでしょうか。わかりましたら教えてください。

○山本委員長 それでは、あと、横田委員と勢一委員からもということですが、横田委員からお願いします。

○横田委員 横田でございます。

立地適正化計画と地域公共交通網計画、先ほど両方提出していただくように取り組まれ

ているということで、ちょっとほっとはしています。市町村間でもなかなか連携がとれていないのですが、県境に関してはどのような扱いになっているのかということも教えていただければと思います。

○山本委員長 では、勢一委員、お願いします。

○勢一委員 今の横田委員の質問と少し重なるのですが、県境の対応の部分も含めて、少し事例の中で御紹介がありましたけれども、複数の市町村が連携をして計画をつくる例、公共交通の方では少し例を出していただきましたが、この例はレアな状況にあるのか、それともそういう例がいくつかあるという状況なのか。

あわせて、立地適正化計画の方についても複数で連携して策定することは、多分、制度上はなかったと思いますが、推奨されていると思いますけれども、その辺の動きについて教えていただければと思います。

○山本委員長 それでは、楠田様から順次お願いします。

○楠田課長 武藤先生からお話をいただいた件でございますが、おっしゃるように、問題の程度というのはそれぞれ地域とか空き家の状況によって違うかと思いますが、先生御指摘のとおり、賃貸用、売却用という青い部分よりも、我々としてはそうではなくて、長期の空き家になっているようなその他の住宅というピンク色の部分の方が基本的には空き家としての問題が大きいのではないかということで、どちらかといえばそちらに着目して政策を考えているところでございます。

それから、お二人の先生からお話のあった点でございますが、県境をまたいでいるからどうかということについては、特段そこに意識してということとはございませんけれども、立地適正化計画については、御指摘のとおり、基本的には市町村単位でつくることになっております。都市計画区域が複数の市町村にわたるようなところもございますので、そういったところについては、まず大きなイメージを複数の市町村できちんと議論していただいて、その上で個々の市町村で立地適正化計画をつくっていただくということをアドバイスとか、お勧めさせていただきながら、計画策定を推進させていただいているところでございます。

以上です。

○山本委員長 日下様の方からお願いします。

○日下交通政策企画調整官 まず、横田委員から御質問いただきました県境を越える取組ということなのですが、事例といたしましては、資料の13ページに載せさせていただきましたが、岡山県の笠岡市と広島県の福山市という隣り合った市で、県をまたがっているのですが、一緒に策定したという事例がございます。ここにつきましては交通圏とか、やはり人の移動の実態が県境を越えて行われているということがございまして、両市で連携して策定したということでございます。

あわせて、勢一委員から御質問いただきました連携して取り組む事例というのはレアなのかということもございまして、現段階におきましては、数はまだ少ないのかな

と。1市町村で策定するケースの方が多いということでございますけれども、全国的に見ますと、例えば先ほどの例として載せさせていただきました奈良県だったり、大分県だったり、さらには鳥取県だったり、こういったところは県がリーダーシップをとって市町村をまとめながら交通圏ごとの計画をつくり始めている。こういった動きも出始めていますし、我々も連携した取組をしっかりとサポートできるように、我々は運輸局という組織もございます。そういったところもしっかりと取組を進めていきたいなと考えているところでございます。

○山本委員長 あとは丹羽様の分ですか。

○小善課長 職員につきましては、例えば1つの市町村で全てその技術を賄っていくのがあるのかどうかという話もあるかと思っております。広域化していくというのはありますし、先ほどの資料で言いますと、18ページにありますような外部の技術者を使うというところもございます。そういうものも活用しながらやっていくのかなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○山本委員長 それでは、お時間がまいりましたので、空間管理、公共交通、インフラ分野に係るヒアリングをここまでとさせていただきます。

楠田課長、日下交通政策企画調整官、小善課長、丹羽課長、中田課長におかれましては、御多用のところ御出席いただき、また貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

(楠田課長、日下交通政策企画調整官、小善課長、丹羽課長、中田課長退出)

(米澤審議官、大村部長、小宮審議官、宮地課長、谷参事官入室)

○山本委員長 それでは、防災、治安分野に係る意見聴取に移りたいと思います。

初めに、人口減少・要支援者の増加による大規模災害対策への影響について内閣府防災担当、その次に、人口構造の変化等が消防救急体制に与える影響及び対応について総務省消防庁、その次に、人口構造の変化等が警察行政に与える影響と課題について警察庁に、それぞれ8分から10分以内を目安に御説明をしていただき、その後、それぞれの御説明の内容に対し一括して15分程度の質疑応答を行うこととしたいと思います。

まず、本日御出席をいただきました皆様を御紹介いたします。

内閣府大臣官房審議官(防災担当) 米澤健様でございます。

総務省消防庁国民保護・防災部長 大村慎一様でございます。

総務省消防庁審議官 小宮大一郎様でございます。

総務省自治行政局公務員部公務員課長 宮地俊明様でございます。

警察庁長官官房参事官 谷滋行様でございます。

それでは、内閣府防災担当の米澤様からよろしく願いいたします。

○米澤審議官 それでは、資料2-1を御用意させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目から御説明を申し上げます。自然災害発生時

の国、都道府県、市町村の役割分担を一応確認させていただきますと、災害対策は一次的には市町村が主として行うこととなっております。この表の左側でございます。市町村におきまして、消防、水防団への出動命令あるいは警察等への出動の求め、それから避難指示・勧告、こういった仕事を担うことによりまして、第一義的に住民の命を守るというのが市町村の災害対応の最大の使命でございます。

その上で、被害が大きくなって行って、また大規模災害に際しましては、都道府県も医療を所管する立場、あるいは公安委員会を所管する立場で、様々な災害対応を行うということで、応援の要求ですとか、県からの指示といった形で災害対応にかかわってくるというものがございます。

さらに国レベルで対応が必要なものといたしまして、青と赤のところでございますが、非常災害の場合に非常災害対策本部、本部長を防災担当大臣とする対策本部を内閣総理大臣が設置し対応する。あるいは東日本大震災のような激甚な災害に際しては、内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部、このような体制で各省あるいは指定公共機関、これには電力ですとか通信、鉄道といった重要インフラを所管する民間企業も含まれるわけでございますが、そういったプレイヤーに対して指示、調整を行うことによって、国全体として災害対応を行うという仕組みになってございます。

これはいつ起こるかわからない災害に対して用意されているスキームでございますが、次の3ページをおめくりいただきますと、我が国におきましては、近い将来発生が予想される大規模災害、特に大規模地震がございまして、左上にございまして、南海トラフ巨大地震、マグニチュード8から9クラスの地震が30年以内に7～8割の確率で発生すると言われていたもの。あるいは右の中ほどでございますけれども、首都直下地震、30年以内に7割の確率で発生すると言われております。こういった発生が予想されるものにつきましては、あらかじめ準備をすることができます。

4ページからがその仕組みでございますが、例えば首都直下地震に関しましては、一定の被害想定を置きまして、これは最悪の事態を想定したものでございますけれども、右下にございまして、全壊・焼失家屋約61万棟、死者約2.3万人、要救助者約7.2万人、こういった過酷な災害が想定されてございます。

こういった災害に際しまして、首都直下地震の応急対策といたしまして、地域外から様々な支援を行うというのが国の計画で定められております。左上に救助・救急部隊、最大規模の勢力が行くとか、医療のDMATが行くとか、それを支える左下の緊急輸送ルートとして、道路啓開を行いながらそういった部隊を投入する。こういったものが計画されているものでございます。

その次の6ページにございまして、特に首都直下に関しましては、我が国の中枢を担う様々な機能がありますことから、中枢機関の業務継続体制、こういったものも構築をすること。それから首都直下の場合には、関東大震災の例を踏まえますと、火災対応が非常に重要でございますので、建物の耐震化や火災対策、それから非常に多くの人がいらっ

しゃるということで帰宅困難者対策、こういったことを国の計画として定めております。

左下にございますように、今後10年間で想定されております死者数をおおむね半減するといった数値目標を掲げて対策を講じているところでございます。

続きまして、7ページ、南海トラフ巨大地震の被害想定でございます。これも同様でございますけれども、非常に広域にわたりまして、最大で死者32.3万人、建物倒壊238.6万棟、こういった被害想定を置いておりまして、8ページにありますように、先ほどの首都直下と同様に、域外から応援部隊が駆けつけるという仕組みになってございます。

ここで、上の左から3番目の物資のところを見ていただきますとおわかりになりますように、応援は大体4日以降に入れるということを前提としてございます。従いまして、初動の3日間は、地域で何とか命を長らえていただくことが前提となっているわけでございます。

9ページにありますように、南海トラフについても計画体系が整備されておりまして、国の基本計画のもとに都道府県、市町村によりまして推進計画といったものが定められて、計画的に災害対応を行って、右にございますように、想定される被害を8割減少といった目標を掲げているところでございます。

今日の本題でございますけれども、将来推計に当たりまして、今後、人口減少をする局面に入っていく中で、災害対応としてどのようなことを考えていかなければならないかということでございます。内閣府の関係といたしましては、やはり地域で初動で命を守るための避難行動、あるいは避難所に収容して万全を期すこと、それから仮設住宅に円滑に移っていただいて、災害関連死のようなことがないようにしていくこと。

こういったことを万全に行うことを考えていかなければならないわけでございますけれども、11ページにございますように、それぞれの地域で年齢別の人口を見ていきますと、例えば救助する側の主力でございます15から64歳人口の割合といたしましては、2015年には全国平均6割でございますけれども、2040年には5割を超えるほどになります。65歳以上人口割合につきましては、全国平均で35%を超えるということで、右の表の首都直下合計のところでは32.1%となってございますが、これは現在でいきますと、高知県と同じぐらいの65歳以上人口の割合になるということでございます。

同様に、これを75歳以上で見たのが12ページでございますけれども、さらに避難行動が難しいと思われる75歳以上人口につきましては、全体で2割を超える平均値になってございますし、首都直下合計で見ましても17.2%が75歳以上人口ということで、これも現状でいえば高知県並みとなってございます。

これは避難行動要支援者という観点で、どのぐらいの数になるのかというのが次の13ページでございますけれども、現在、例えば首都直下合計で要支援者数は170万人でございます。高齢化率を掛けて推計いたしますと、2040年には219万人余となりまして、それに対してそれを助ける側の人につきましては、要支援者がどんどん少なくなっておりますので、現在の4分の3ぐらいの人で要支援者1人を支えていかなければならない状況になるわけ

でございます。

そこで、14ページ目以降が論点でございますけれども、そういった人口減少と、要支援者が増えるという防災上の観点からいきますと、地域防災力の維持といったことが今後とも非常に重要になってくるということで、コミュニティーレベルでの自主的な協力関係の確保が一層重要になります。また、例えば消防団員数の減少・高齢化等を、広域連携ですとか装備・訓練等の質を高めるといったことで補う必要が出てまいります。

それから、きめ細かな避難行動支援ということで、平時から要支援者を把握して、発災時にきちんと対応するといったことも重要でございます。

避難所の観点でいきますと、今、6万8000カ所の指定避難所がございますが、その4割は学校施設でございますして、他の公共施設の集約化の動きも含めまして、それは減少していくことが懸念されます。民間との協定ですとか近隣自治体との連携が重要になってくる。それから、バリアフリー化や福祉的ケアができる施設の確保も重要でございます。避難所運営におきまして、保健・福祉人材を含む職員の確保、総務省の派遣システム、こういった体制整備が必要になってございます。

また、避難所を出た後に、イメージ的には仮設住宅に入っていただくことになるわけでございますけれども、現状においても首都直下地震等の大規模災害においては、地域内で仮設住宅を建設することが非常に困難でございます。詳細は省略いたしますけれども、現在ある民間のアパートですとか空き地に仮設住宅を建てるという観点でも、その確保は非常に難しくなっておりますので、修繕の充実ですとか、地域外に仮設住宅を建てるといったことも大規模災害時には不可欠になってまいります。

そういった観点で、災害対応に限らず、連携協力関係を地域間で強化して、圏域としての一体感を地域住民レベルで醸成する必要があると考えられます。

その他の論点は記載しているとおりでございますが、高齢者が被災することによって、生活再建がなかなかままならなくなるといった課題も考えられるところでございます。

内閣府からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、総務省消防庁の小宮様、よろしくお願いいたします。

○小宮審議官 資料2-2を御覧ください。「人口構造の変化等が消防救急体制に与える影響及び対応」について御説明させていただきます。

おめぐりいただきまして、まず大きな背景として、1つは、災害が変化・多様化しております。2つ目がその下で、社会全体の変化でございますして、管轄人口の減少による小規模な本部が増加しているとか、救急需要が増大しているとか、あるいは消防機関の住民サービスが低下している。これは職員の経験不足ですとか資機材の不足などがございます。さらに、平日昼間の不在者の方が増加することによりまして地域防災の維持が困難、こういったような問題が生じていまして、さらに女性の活躍ですとか人々の意識の変化、あるいは企業における防災の取組と地域の関係、あるいはAI、VR、IoT、ビッグデータといった

こと、あるいはテロ等の発生、あるいはG20、オリパラなどのイベントの開催などがあります。

こうした背景ですとか変化に対しまして、消防庁といたしまして、様々な取組を行っておりますけれども、その中で、本日は真ん中にございますような広域化と相互応援と消防団に絞って御説明をさせていただきます。

右のページでございますけれども、まず、消防制度でございますが、消防は市町村の事務でして、常備消防と非常備消防があります。左側の消防本部は、一部事務組合等がございますので、現在728の消防本部がありまして、消防署が1718、出張所が3000余りでありまして、右の消防団が2200余りの団で、分団が2万2000余りの分団となっております。

おめくりいただきまして、こうした体制につきまして、市町村の広域化を推進しております。平成18年に消防組織法を改正し、広域化を位置づけまして、これは恒久法でして、現在も広域化を推進しております。法改正以降、52の地域で広域化が実現されまして、消防本部数が減少しておりますが、上の表を見ていただきますと、それでもなお管轄人口10万人未満の消防本部が6割ございますし、その下の表ですけれども、小規模な本部では、はしご車ですとか化学消防車といったような施設がまだ足りないということで課題がございます。

右のページでございますけれども、今、申し上げましたような広域化とあわせまして、消防の応援といったことも積極的に行っております。例えば、管轄の消防本部のみでは対応が困難な災害、あるいは隣接消防本部の方が火災現場に近いといったような対応が必要な場合には、他の消防本部からの応援を受けるものでございまして、消防組織法に根拠がありまして、具体的には協定を締結しております。現在、全ての都道府県におきまして、都道府県内の全ての消防本部が参加した協定を締結しておりますし、県外の本部と隣接しています379の本部のうち312の本部が、県外の隣接の本部と協定を締結しておりまして、さらに17の本部では、隣接していない県外の本部とも協定を締結しております。

このような応援だけでは対応し切れないような大規模な災害が発生した場合には、全国の消防本部による援助体制ができておりまして、これが緊急消防援助隊でございます。消防庁長官の求めまたは指示により出動いたしまして、全国に約6000隊ありまして、最近では7月の豪雨ですとか胆振東部の地震で活躍をいたしております。

おめくりいただきまして、次は救急の課題でございます。左上の図でございますけれども、年齢階層別の搬送割合ですが、85歳以上の方になりますと1年間で17%の方が救急搬送されます。その結果、その右でございますけれども、赤い線が救急の出動件数でございますが、現在、1年間で621万件出動しておりまして、18年度から比べますと18.5%増加しておりますが、その下の青が救急隊の増なのですけれども、6.5%しか増加しておりませんので、増加が間に合っていないという状況になっております。

その結果、その下でございますけれども、赤い線が病院の収容までの時間で、これが現在39.3分で、18年度から随分延びていますし、その下の青い線が現場到着時間、これも現

在は8.5分で、以前から比べますとかなり延びております。

このような現状に対しまして、例えばその下の四角でございますけれども、いわゆるトリアージですが、急な病気やけがのときに、今すぐ救急車を呼んだ方がいいですか、あるいはかかりつけの病院に自分で行った方がいいですかといったことを迷った際に「#7119」というのを押しますと、看護師さんが出ていただきます。こういったようなトリアージの相談窓口ダイヤルの設置を進めております。

その右でございますけれども、次に、地域における消防防災体制でございます。公助が常備消防、共助が消防団と自主防災組織でして、自助が地域住民一人一人の行動ということになります。

おめぐりいただきまして、阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助の主体でございますけれども、これは神戸市内の約406世帯の標本調査なのですが、救助隊に救助された方は全体の1.7%しかございませんでした。このように、災害被害の軽減のためには、自助・共助による防災活動が極めて重要だと考えております。

こうした自助・共助のうち、その右の消防団の現状でございますけれども、左の図を見ただけでございますと、青い線が常備消防の職員でございますが、だんだん増えていまして、16万人おるのですが、オレンジの線が消防団の職員でして、過去200万人以上おりましたのが、現在は84万人まで減少の一途をたどっております。その原因の一つが右の被雇用者団員の比率でございます、いわゆるサラリーマンの方が現在は7割以上となっておりますし、その下、平均年齢も一貫して上昇していまして、現在は40歳を超えております。

こうした状況に対しまして、おめぐりいただきまして、女性消防団員の方を増やしておりますし、その下、学生団員の方も増やしております。さらに、その右の7番でございますけれども、機能別団員と申しまして、例えば避難所の運営だけ行っただけのような機能別団員を増やすなどによりまして、消防団の活動につきまして積極的に推進をしております。

右の10ページでございますけれども、市町村の防災体制。東日本大震災以降、防災職員は大幅に増加しておりますが、職員の割合は1%程度にとどまっております、さらに専任の防災職員がおられない市町村が3割以上あります。

こうした状況を踏まえまして、おめぐりいただきまして、被災の市区町村を職員で応援するシステムということで、左側が、避難所の運営ですとか罹災証明書の交付などを対口（たいこう）支援、1対1で応援するようなシステムです。右側が、災害マネジメント総括支援員ということで、被災経験のある、災害対応したことがある管理職の方をあらかじめ登録しておいて、現地に派遣をいたしまして、首長さんへの助言をするといったようなシステムを構築しております。

以下、参考資料がございますけれども、今、申し上げましたもの以外に、例えば1ページでございますが、連携中枢都市圏でも消防関連の事業をやっていただいておりますし、14ページを御覧いただきますと、救急搬送による病院への搬送ですとか受入れにつきまし

でも応援や連携をやっておりますし、最後の17ページ、18ページを御覧いただきますと、消防の予防分野、高齢化が進展して火災リスクが増加しています。こうした予防分野におきましても応援を進めております。

消防からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、警察庁の谷様、よろしくお願いいたします。

○谷参事官 それでは、人口構造の変化等が警察行政に与える影響と課題について御説明いたします。資料2-3を御覧いただきたいと思います。

初めに、前提として、警察が対応している業務の事象のうちでも大きな比重を占める犯罪につきまして、近年の情勢を御紹介したいと思います。

1 ページを御覧いただければと思いますけれども、近年における犯罪情勢ということでいくつか表を掲載させていただいております。

(1) でございますが、刑法犯認知件数、すなわち警察において発生を認知した刑法犯の事件数の推移を表したものでございます。戦後、混乱期を除いて、おおむね140万件前後で認知件数は推移してきたのですけれども、昭和48年に119万件まで減少して以降、増加傾向となりまして、平成14年に戦後最多の285万件に達しました。しかしながら、平成15年からは減少に転じまして、平成29年中は約91万件ということで、ピーク時の3分の1まで減少をしております。

(2) を御覧いただきたいと思いますけれども、平成14年にピークを打った刑法犯認知件数でございますが、その構成を見ますと、(2) の水色の部分、街頭犯罪、それから緑の侵入犯罪というものが増加においても減少においても非常に大きな比重を占めていたということがお分かりいただけると思います。街頭犯罪、侵入犯罪といいますのは、右側に書いてありますような手口でございます。街頭犯罪というのは、要は路上で行われるような犯罪でございます。侵入犯罪というのは、家屋に忍び込んで窃盗をするといったような犯罪を典型とするものでございます。

こういったものにつきまして、平成14年にピークを迎えた件数の増加を踏まえまして、警察はもちろんのこと、政府全体で計画を策定して、国民、自治体、民間事業者などの協力も得ながら総合的な犯罪対策を推進した結果、この街頭犯罪、侵入犯罪を中心に刑法犯認知件数の減少をみたということでございます。

一方で、2 ページを御覧いただきたいと思います。最近の犯罪情勢でございますけれども、(3)(4)(5) とストーカー事案、配偶者からの暴力事案いわゆるDVと言われるもの、また児童虐待、こういった家族内ですとか恋愛関係といった私的な領域での人間関係に起因して発生するような事案の取扱いが最近急激に増えてきているということでございます。こういった事案につきましては、発生したときの捜査はもちろんでございますけれども、その被害者となっている方の人身の安全を確保するという観点から、犯罪に至る前の予防的な取組みきめ細かく求められるもので、非常に重要であるということで対応しているも

のでございます。

それぞれ御覧のように、発生件数といいますか、警察に寄せられる相談が非常に増加しております。刑法犯認知件数というところには見えないような形で治安事象が増加しているということが伺われると思います。

3ページを御覧いただきたいと思いますが、こちらは(6)が特殊詐欺、(7)がサイバー犯罪ということでございまして、私ども、非対面型というような呼び方をしておりますが、加害者と被害者が直接面と向かって接触するということがあまりない形で行われる犯罪でございまして、捜査においても大変難しいものでございまして、こういったものの認知といいますか発生が非常に増えてきているということでございまして、特に最近のインターネットが社会において不可欠となってきた状況は今後も進むと思われまので、こういったものはますます増えていくのであらうと考えているところでございます。

こういった犯罪情勢を踏まえまして、4ページ、5ページを御覧いただきたいと思えます。まず4ページでございまして、人口減少と労働力の絶対量の不足ということで、人口構造の変化が与える影響の一面につきまして、まとめてみたものでございます。

四角の中に、我が国の人口は2008年をピークに減少し云々というふうに情勢を書いておりますけれども、警察として大変心配をしておりますのは、若年層を中心に警察官の確保が困難化していくことが見込まれるのではないかとということであります。そちらにグラフが載っておりますけれども、現在でも警察官を受験してくれる方というのが少しずつ減っているところでございまして、警察官の確保が困難になるといったことが起きるのではないかと考えております。

一方で、先ほど申し上げましたように、治安上の問題につきましても新たな課題が次々と発生しております。また、先ほどから発表がありました災害ですとか様々な大規模なイベントなどにおけるテロの発生の防止とかいったような形で、的確にマンパワーをもって対処するような執行力を確保するような場面が今後も引き続きあるだろうということでございまして、そういった状況の中でどのように業務を進めていくかということが重要な課題になってくるだろうと考えております。

下に業務の合理化・高度化、選択と集中のための役割分担と書いてありますけれども、警察内部におきましても、AIやドローン等の先端技術の活用を図っていく必要があるだろうと考えておりますし、情報システムにつきましては、警察は基本的に都道府県警察という単位で動いておりますので、こういったデータなども基本的なものについては各都道府県で整備をしております。必要最小限のものについては警察庁でもデータを集めて統合しているのですが、こういったものについても基本的なところから設計をし直して、標準化を図って、全国的に活用できるような体制を充実させていく必要があるだろうと考えております。

その際、警察特有の様々な情報を扱っておりますので、そういったセキュリティーも確保しながら進めていく必要があるだろうと考えております。

右側の役割分担というところにつきましては、先ほど特殊詐欺ですとかサイバーですとかいろいろ御説明をしましたがけれども、犯罪に至る前の相談ですとか注意喚起、予防といったものが大変重要になってくる分野も増えてございます。こういった分野におきましては、様々な行政機関でございましてサービスを提供している民間企業、こういったところとしっかりと連携をして、犯罪の発生を予防していくような活動を進めていくことが大変重要であろうと考えておりまして、民間や関係機関との連携というふうに書かせていただいております。

5 ページは、都市と地方の変容が警察行政に与える影響と課題というふうに書かせていただいております。四角の中には情勢が書かれておりますけれども、各地域、低密度化が進行しているとしても、住民の生命・身体・財産の保護のために警察としては一定の事案対処能力は確保していく必要があると考えておりますので、人口縮減時代における都市と地方の変容に応じた警察運営を確保する必要があると考えております。

具体的に検討すべき点としては、下の黄色のところを書いておりますけれども、警察の様々な拠点の統廃合なども今後、検討の対象になってくると考えております。その一方で、同じような人口が減少している地域における他の行政機関などと協力をして、どのように連携を図っていくことで事案の対処能力ですとか行政機能を確保していくことができるかということを考えていく必要があるのではないかと考えております。

たとえ人口が減少しても、パトロールなど基本的な警察活動の水準は維持する必要がありますので、そういったことを前提に、しっかりと各機関との連携などを検討していきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対し御質問等ございましたら、お願いいたします。

それでは、太田委員、大橋委員、大屋委員、宍戸委員、勢一委員、田中委員、牧原委員ですかね。先に退出する宍戸委員、牧原委員をまず最初にして、それから順次、太田委員からこちらに回していくことにいたしまして、まとめてお答えいただけます。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。本日は丁寧な御説明をいただき、ありがとうございました。私からは、警察庁の谷参事官に1点お伺いしたいと思います。

特殊詐欺の問題などが代表なのかもしれませんが、今後、高齢者の方が増えてくることに由来する犯罪動向の変動と、それに伴って、若干問題になる言い方かもしれませんが、例えば高齢者の方が容疑者、被疑者となり得るといった場合の検挙であったり、あるいは重要参考人としての捜査などを進めていく上での課題というものについて、どのようにお考えなのか。今の段階である種の検討のようなものがございましたら、差し支えない範囲で御教示いただければと思います。

○山本委員長 それでは、牧原委員、お願いします。

○牧原委員 1点が消防庁の方への御質問ですが、6 ページの消防防災体制の図ですけれ

ども、自主防災組織で活動カバー率82.7%ということですが、おおむね自主防災組織は町内会・自治会等とかぶっていて、しかも、実際に町内会が機能していないところも自主防災組織とカウントしているものもあるという話を常々聞いております。このような自主防災組織の実態というものをどの程度把握しておられるのか。これで本当に自助が可能なのか。とりわけ将来的に人口減の中で、この部分をどのように把握されていくのかということをお聞きしたいと思います。

もう一点は警察に関してでございます。4ページの人口減少と労働力の絶対量の不足というところですが、いろいろな御懸念であると。全体の競争倍率はこうですが、おそらく地域によってはもっと低い地域も当然あるはずで、一部の地域で既に支障を来しているという話もいくつか聞いております。中長期的な対応をされるというふうにも聞こえますが、現実に既に足りないところでどういう対応を直近5年ぐらいでされるのでしょうか。あるいは、ここで今、連携のいろいろな措置を挙げられていますが、全国的なことなのだと思いますけれども、これは何年ぐらいの展望でこういうものを高度化し、それによって一定の人口減に対応できるとお考えなのか。このあたりの展望をお伺いしたいと思います。

○山本委員長 お二人はもう退出をされるようですので、今の消防庁と警察庁それぞれからお願いをしたいと思います。もし宍戸委員、途中でもう時間ということであれば、事務局の方で答えを記録しておいて、後ほどお伝えしますので、適宜お願いします。

それでは、消防庁の方からですかね。

○大村部長 消防庁国民保護・防災部長でございます。

自主防災組織の話でございますけれども、6ページの82.7%という数字ですが、これ自体、ここまでかなり努力して近年引き上げてきたということがございます。ただ、御指摘のように、自主防災組織は町内会とかぶっているところが大部分でございますので、我々も知らない間に自主防災組織の中に世帯としては組み込まれているというような実態がございます。ですので、我々も実は研究会などをこれまで行ってきておりまして、全国的なアンケート調査も行っておりますが、活動が活発かそうではないかということは、かなり差があると見込んでおります。

特に課題として言われておりますのは、自主防災組織のリーダーがいないということが一つの課題として言われております。それから、やはりサラリーマンの方も多いわけですから、参加意識が非常に低いということもありまして、実際にこれまで地震があったところなどでアンケートを個別にとってみますと、リーダーがいなかった分、なかなか動けなかったというようなこともございます。

そういうことで、我々としては、組織率は上がってきたので、ここにいかに魂を入れるかということに意を用いておりまして、現在、特に自主防災組織のリーダー養成ということについて、我々も研修を行っておりますし、都道府県や市町村でも研修を行っている。そういった活動の手引きみたいなものもつくっております。

もう一つは、消防団との連携ということも非常に重要でございまして、消防団は公助でもありますが、先ほどあったように共助の面がありますので、やはり自主防災組織との連携ということについて、非常に重要だということだと思えます。ですから、消防団の中でも一部の方、特に大規模災害団員などを考えて位置づけている方については、自主防災組織のリーダーとしても活動していただくことを想定していますので、そういった中で、これから自主防災組織の活動を強化・活発化していくことが課題であると思っております。

○山本委員長 お願いします。

○谷参事官 先に牧原委員にお答えをさせていただきます。採用の関係についての御質問でございましたけれども、実際に競争倍率などが低下してきているというのはこの表のとおりでございまして、おっしゃるとおり、都道府県警察によってこの数字にもある程度差がございますので、厳しいところはもっと厳しいということかと思えます。

ただ、私が認識しております限り、現時点で、警察官の応募者が少ないために定員に足りないというような状況が生じているところまではまだ至っておりませんので、将来そういうことにならないように、採用についてももしっかり力を入れていくとともに、こちらに書いておりますような業務の合理化・効率化、これは何年ぐらいの展望という御質問がありましたけれども、もう既に着手をし始めて、様々な研究とか準備を始めております。また、こういったものは、ある程度やればそれで終わりということはないものでございますので、その時代時代に応じた良いものをどんどん取り入れていくことによって、業務をやりやすくしていくということが重要だと考えております。

それから、宍戸委員から御質問のありました高齢者の関係でございまして。特殊詐欺を御紹介させていただきましたけれども、高齢の方が被害に遭われるという観点ではもちろん特殊詐欺だけではございまして、例えば悪質商法でございまして、様々なものがございまして。おそらく網羅的に分析をするといろいろ申し上げられることも多いのだと思うのですが、見ている印象では、やはり家族とかが小さくなって、孤立をしている高齢者の方が、周りにサポートしてくれる方がいないところをつけ込まれて、だまされてしまうというような事案が非常に多くなっているのではないかと見ておりまして、こういったものについての対策が非常に重要であろうと思っております。

それから、高齢者が加害者になるというケースも、高齢者人口が増えてきておりますので、事案としては増えているものでございまして。高齢者につきましては、健康面でも捜査に耐えられる負荷が下がってまいりますので、例えば逮捕をして取り調べるといっても、いろいろ健康的に難しいところもあつたりして、現場では非常にそういったことに配慮をしながら捜査を進めなければいけないというような状況が出てきていると聞いています。

○山本委員長 それから、質問がかなり多数ありそうですので、データを追加していただきたい等々の御質問に関しましては、後ほど事務局を通じてやりとりすることも可能ですので、できるだけ本日のところは、基本的な部分で質問したいというところに限っていただければ大変ありがたいと存じます。

それでは、太田委員から。

○太田委員 太田と申します。御説明ありがとうございます。

警察庁と消防庁の方にお伺いしたいと思います。

まず、消防庁についてですが、消防の広域化を説明している3ページ、メリットとして現場到着時間の短縮もあるという御説明でした。素人が考えますと、現場にすぐぱっと着くためには出動部隊が小さな単位であれ分散しているといいのかしらと思うときもあります。他方で、市町村合併などを聞いていると、広域化して合併すると役所が遠くなってしまったというような感想も聞きます。現場到着時間、接点の多さというのをどのような形で確保するのでしょうか。これは広域化するとむしろ単純に現場到着時間の短縮みたいな効果が得られるのか、それともある程度広域化しても部隊を分散させるような、何か特別な工夫をなさっているのか。もしよろしければ補充でお教えいただけると助かります。

それから、警察庁の方にお伺いしたいのは、最初の宍戸さんの質問ともかかわるのですが、今までの行政組織のヒアリングを聞いていますと、2040年代の人口構造の変化がどのようなニーズを生むかということを見通された上で対応を説明されるという形でした。ただ、今日のお話を聞いていると、説明しにくいのかしらとはもちろん思いますけれども、人口構造の変化が、例えばどのような犯罪状況、犯罪構造の変化を生むかということについて、あからさまにおっしゃって、かつこういう対応を考えているという御説明の方式ではありませんでした。

お伺いしたい点は、もちろん自己実現されたら困るので、地制調の素人ごときには説明できぬということはもちろんおありであろうとは思いますが、そういう予測もされて対応を考えることもされているのか、そもそも警察としては、やはり犯罪動向というのは予想が不可能なものであって、これは基本、出たとこ勝負でやっていく以外にないのであるというスタイルの政策決定をされているのか、どちらなのでしょうかとということをお教えいただければ幸いです。

○山本委員長 大橋委員、お願いします。

○大橋委員 大橋です。

まず、消防庁の方にお伺いしたいのですが、先ほどの話とも少しかかわるのですが、人口減少等がいろいろ進んでいくと、消防の単位について広域化が進んでいくだろうということだったわけでありまして。ただ、どんなに人口が少なくなったところでも、そこで何か起きたら駆けつけなければいけないということで、駆けつけることのできるためのインフラの維持、道路とか橋とかがそこにしっかりかかっていることも重要なのではないかと思います。その点、地域の公共交通のあり方とかを他省庁とどのような形で連携されているのか、教えていただきたいです。

あと、警察庁の御報告に関してお伺いしたいのは、既に何点か質問が出ているところと関連するのですが、資料の4ページで、選択と集中のための役割分担という御説明がありました。民間や関係機関との連携ということで、例えば新しいタイプの犯罪につい

て、犯罪に至る前の段階で何か防止してもらい、そういった形で民間や関係機関との連携を模索しているというお話がありましたけれども、人手不足を補うために、例えば民間機関とか関係機関との連携を模索している、そういった形の取組はあるのかどうか、お伺いできればと思います。

以上です。

○山本委員長 大屋委員、お願いします。

○大屋委員 慶應義塾の大屋でございます。

警察庁の谷参事官に2点御質問させていただければと思います。

1つは、都道府県警察という建前からするとちょっと難しいところがあるのかもしれませんが、一方で、DV事件、ストーカー事案のようにきめ細かい対応を地域でしなければいけないものが増えていると。他方で、人手不足というのはかかわってくるであろうということを考えると、御説明でおっしゃったような非対面型ですね。特にサイバー犯罪のように地域性が薄く、内容も高度化しているものの捜査、摘発等について、ある種、集中化、広域化していくということはお考えでないのかということについて、お聞かせいただけたところがあれば教えていただきたいというのが1点です。

もう一つは、多分に自分の興味関心で聞いてしまって申し訳ないのですが、今、言われたように選択と集中が必要になってくる環境の中で、ある種の予防的な施策ですね。消防庁さんの説明でもそこに力点が置かれていたと思うのですが、事前介入の方向に切っていくという選択し得る中において、AIを使った予測的ポリシングみたいなものについてどうお考えなのか、お聞かせいただけたところがあったら伺いたいと思いました。

以上です。

○山本委員長 それから、勢一さん、田中さんの順にお願いします。

○勢一委員 勢一です。

私は、内閣府防災と消防庁にお尋ねをしたいと思います。

内閣府防災の方で御指摘いただきました地域防災力という点は、今回のデータでは将来の人口推計が都道府県単位でしたけれども、かなり都道府県内での格差が大きいと思いますので、各地域で人口が減り、高齢化する中で、どうやって地域防災力あるいは自主防災組織を維持していくかというのが大きな課題かと思います。そのときに今回の御説明では、14ページ、15ページあたりで広域連携でありますとか、圏域としての対応という形で広い範囲、あるいは連携を使うという考えを出していただいておりますけれども、この圏域の範囲とか規模感というのは大体どのぐらいのものを想定して防災力を考えておられるのかというのが質問になります。

消防庁の方には、市町村の消防の広域化のことを御説明いただきました。おそらくこれは平成6年の通知以降、取り組んできていらっしゃることになりますので、今、進んでいない部分というのは、かなり難しい状況があって進まないのかなと推察いたします。この支障になっているようなことはどのようなものがあるのかということをお聞かせいただけた

と思います。よろしくお願いします。

○山本委員長 それでは、田中委員、お願いします。

○田中委員 田中です。

内閣府防災にお伺いしたいのが、今回は南海トラフ地震防災中心に御説明いただいたのですが、直近にあったダムと河川の関係とかそういうことも含めまして、事前の避難計画ですとか、国と県、市町村との明確な連携体制みたいなことが言われる中で、防災計画への変更点の議論ですとか、そのあたりがどのあたりまで変わりつつあるのかということが現状でわかれば教えていただきたい、よろしくお願いします。

○山本委員長 それだけでよろしかったですかね。

それでは、お答えいただきますけれども、時間がかかなり限られておりますので、もし追加資料を御提出いただくような形でお答えできる部分については、後ほど事務局を通じて追加資料を提出していただくという形をお願いをしたいと思います。

それでは、まずは内閣府さんの方からお願いします。

○米澤審議官 勢一委員から御指摘をいただきました。今回、私どもから提出させていただいたのは非常にアバウトな県レベルの話でございますが、当然、御指摘いただきましたように、県の中でも地域差が非常に大きく出てくると思っております。特に自然災害、土砂災害などは人口が少ない山間部で多く発生して、死者が多く出るということもございます。

御質問いただきました、広域連携をする上で圏域をどう考えるのかということですが、昨今いろいろ災害対応をさせていただく中で、やはりある程度の都市を含む地域で広域的に連携をしていただくと、その都市で様々な物資ですとか避難所の確保、そういった観点で防災力を高めるという意味では、都市が含まれる圏域というのは非常に大事だと思っております。例えば市町村職員の応援をするための初動の部分というのは、やはり近隣自治体からの応援というのは非常に重要でございますので、ある程度の規模を持った都市から応援を受けるような平常時からの連携、交流といったものが地域の防災力を高める観点では非常に大事だと思っております。

それから、田中委員から御指摘いただきました、今日は南トラ、首都直下ということで御説明させていただきましたが、先般の平成30年7月豪雨をはじめ、大規模な水害等の対応も非常に進んでございます。今、議論しておりますのは、今までもそうだったのですが、あくまでも避難勧告・指示というのは市町村長の権限となっておりますが、例えば河川がいつ氾濫するかとか、このぐらいの雨量ですとこの地域には土砂災害が起りやすいとか、そういった科学的な知見が非常に蓄積をしております、気象庁はそういう情報を積極的に出すようになってございます。それをトリガーに、市町村長に避難勧告の指示の判断をしていただくという体制を今、整備しているところでございまして、7月豪雨の際にも、そういったものをもって市町村長さんが的確な時期に避難勧告・指示を出した例が多数ございます。そういったことを国、県、市町村できちんと災害発生前から情報共有して、

市町村長が持っている権限をしっかりとサポートする。こういった体制づくりをさらに進めていこうという議論を今、進めているところでございます。

○山本委員長 それでは、消防庁の方からお願いいたします。

○小宮審議官 まず、太田委員からの広域化の関係は、参考－８を御覧いただきますと、広域化のメリットの左側の「①住民サービスの向上」の「２ 現場到着時間の短縮」というところに、上でAとBで、ちょうどその真ん中のところに署所が近接しているというのがあります。その下に、広域化した後に署所や管轄区域の適正化というのがあります。こうした適正化を進めるということが一つ。

もう一つは、その右に人員配備の効率化とありますけれども、これは市町村合併と同じなのですが、いわゆる管理部門、総務部門の職員を減らせることができ、そういった職員の方を現場に回せるという、この２つで到着時間を短くすることができまして、基本的には今までのところで、先ほど委員がおっしゃったような、合併することによって市町村の役場がなくなってしまうとか、今回で言えば広域化することによって署や出張所が潰れてしまうとか、そういったようなことはあまりないというのが現時点の消防の広域化の現状でございます。

２点目は、大橋委員からの広域化を進めるに当たっては道路ですとかインフラの維持も必要ではないかという、これは現在、消防庁の方から国交省ですとかほかの役所に対してそういった働きかけをしてることはございませんが、現実には、市町村ですとか都道府県、先ほど申し上げましたような連携中枢都市圏の中で、消防だけではない様々な事務、インフラ整備も含めた調整が行われていると承知しております。

３点目は、勢一委員からの広域化が進んでいない理由。これは、大きな消防本部と小さな消防本部が広域化する際に、大きな消防本部の方から自分たちの消防力が流出してしまって、自分たちの消防力が落ちるのではないかというような声がある。現実にはそうならない場合が多いのですけれども、それが１点目。もう一点は、今度は今の逆の場合で、小さな消防本部の方から、先ほどの太田委員の話と裏返しなのですけれども、自分たちの消防署がなくなるのではないかと、そのような危惧があるというのが２点目です。最後、もう一点は、市町村合併と似ているのですけれども、市町村長さんのトップの御意向として、いや、自分は単独でやるのだと、そういったようなリーダーの御意思という、その３点が主な理由だと思います。

以上です。

○山本委員長 それでは、警察庁の方からお願いします。

○谷参事官 初めに、太田委員から御質問がございました、どのような犯罪が今後という点でございますけれども、正直申し上げまして、こういった犯罪が将来増えてくるということを正確に予測するのは大変難しいところではございます。そういった中で、今日御紹介をさせていただいた、例えば高齢者を対象にしているような特殊詐欺でございますとか、サイバー犯罪ですとか、こういったものは現在も増えておりますけれども、特殊詐欺とい

う形ではないにしても、高齢者を対象にするような犯罪は今後も注意すべき分野なのだろうと考えております。

様々な要因が影響して犯罪として狙われるものが生じてくるというところがありますので、先ほど出たところ勝負なのかというような御指摘もございましたけれども、やはり社会の変化に伴って、社会が変化して、例えば人口が減って、コミュニティーが弱まるといったようなことがあれば、そういったものはもしかすると、将来、犯罪とかに弱い社会になるかもしれないということがあれば、今、防犯ボランティアとかが進められていたりということもございますし、犯罪に使われやすいような便利な機械、例えば一昔前で言いますと携帯電話が出たときですとか、インターネットですとか、そういった新しいものが出てくれば、なるべく悪用されないような仕組みを関係する機関や事業者と相談しながらつくっていくというような努力を常にしていきながら、さらに抜け穴を見つけていく犯罪者の活動を注視して対応をとっていく。このようなことなのかなと考えております。なかなか上手にお答えできなくて申し訳ないです。

それから、大橋委員から御質問がございました、人手不足を補うための連携についてでございます。これもやはり人手不足を補うための連携というのはなかなか難しいところがございますが、先ほども少し言及をさせていただきましたけれども、いろいろな事業者における防犯対策といったものがしっかりとされていくことによって、実際に犯罪まで至るようなことは減らせるのではないかとこのところもございますし、また、そういった防犯対策という観点からは、例えば警備業という業務がございますけれども、そういった業界などがより充実した活動をできるようにになれば、もしかするとそういったところに任せられる部分が増えてくるのかもしれないとか、そういったことはあるのかなと考えております。

それから、大屋委員からの御質問でございます、犯罪の広域なもの、非対面型の犯罪などについての警察力の集中・広域化という御質問でございます。現在の警察制度のつくりといたしましては、御案内のとおり都道府県警察ということで、非対面型犯罪でも、被害者というのはある都道府県のある市町村にいらっしゃって、ここから犯罪捜査が始まるというところがございますので、完全にどこかに集約してしまえばいいのかというところがございます。そういう意味で、今の警察制度はまずそういった地域からスタートをして、地域ごとの県警察が連携をしていく仕組みを充実させていくという形で何度も改正を経て、制度をつくってきております。そういったもので、果たして足りなくなってくるのかどうかということにつきましては、今後もよく研究をしていかなければいけないのだろうと考えております。

それから、AIを使った予測的ポリシングということでございました。これはもちろん、AIというものの自体、それほど歴史の長いものではございませんけれども、一部の県警察などにおきましては、まだいわゆる最先端のAIというところまではいかなくても、コンピューターの力を借りて、例えば犯罪の発生傾向を分析してパトロールやその捜査に役立てて

いるというような取組も始めておりまして、こういった分野につきましても、今後、AIの活用も含めてしっかりと研究をしていく分野だと考えております。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、お時間がまいりましたので、防災、治安分野に係るヒアリングをここまでとさせていただきます。

米澤審議官、大村部長、小宮審議官、宮地課長、谷参事官におかれましては、御多用のところ御出席いただき、また貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

(米澤審議官、大村部長、小宮審議官、宮地課長、谷参事官退室)

(安藤課長、信夫課長入室)

○山本委員長 予定時間が少し遅れてしまいまして大変申し訳ございませんでした。

それでは、地域産業、農業分野に係る意見聴取に移りたいと思います。

初めに、地域経済産業政策の方向性について経済産業省に、その次に、人口構造の変化等が農業政策に与える影響と課題について農林水産省に、それぞれ10分以内を目安に御説明をしていただき、その後、両方の御説明の内容に対して一括して10分程度の質疑応答を行うこととしたいと思います。

まず、本日御出席をいただきました皆様を御紹介いたします。

経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域経済産業政策課長 安藤保彦様でございます。

農林水産省大臣官房政策課長 信夫隆夫様でございます。

それでは、経済産業省経済産業政策局の安藤様、よろしく願いいたします。

○安藤課長 経済産業省の地域経済産業グループの安藤でございます。よろしく願いいたします。

お手元の「地域経済産業政策の方向性」という資料をおめくりいただければと思います。地域における人口減少、高齢化の進展という将来を見据えつつ、私ども経済産業省として取り組んでいる地域経済産業政策について、簡単に御説明を申し上げたいと思います。

まず、資料の1ページでございます。これは申し上げるまでもなく、今後、いわゆる生産年齢人口、それから人口減少と高齢化が加速をしていく、進展していくということをお示ししたグラフでございます。

2ページでございますけれども、こちらは2045年には7割以上の市区町村で人口が2割以上減少する。また、65歳以上の人口が50%以上を占める市区町村も3割近くに上がるということを、社人研あるいは総務省の統計などをもとに作成したものでございます。

3ページ目を御覧いただきたいと思います。このような中、第4次産業革命の進展に伴いまして、IoT、ビッグデータ、人工知能をはじめとした新たな技術によりまして、今後様々なインパクトが見込まれているということございまして、地域経済も含めて、我が国経済はその影響からは逃れられないであろうと。あるいはこれをうまく活用していけば、その恩恵を受けていくこともできるであろうということでございます。

4 ページ目を御覧いただきたいと思いますが、第4次産業革命が我が国の就業構造にも大きな変化を与える可能性が高いということでございまして、いわゆる既存のミドルスキルのホワイトカラーの仕事というものは、AIとかIoTの進展で大きく減少していく可能性が高いということ。他方、新たな職種や雇用ニーズを生み出す可能性も指摘されているということでございます。そして、地域経済においても、その変化に対応していく必要性に迫られていくことが予想されるということでございます。

次のページをおめくりいただきますが、このような将来的な構造変化を見据えつつ、他方、現下の地域経済に目を転じていただきますと、5 ページにございますように、地方からの人口流出、東京への一極集中の状態が続く中で、これは首都圏、大都市圏のみならず、地方においても人手不足感というのが強まっております。

ただし、よくよく御覧いただくと、職種別に見ると、一般的な事務職というものについては東京でも地方でもやや人余りの状態。専門的な技術職あるいは営業職であるとか製造現場、販売現場、こういったところの職種が足りないということでございます。

一方、6 ページを御覧いただきますと、このような中で、やはり東京と地方の間には賃金格差があるということで、地方に行くほど格差が大きくなる傾向が見てとれるということでございます。実際、人手不足の状況でありますので、地方にも現状、仕事もあるはずではあるのですが、なお若者が東京や大都市に転出していく。この理由について、某民間企業の調査によりますと、やはり地元で働きたいと思うような企業や職種がないからとか、給料が安そうだからといった回答が多い。働きたいと思うような企業や職種が地元でできれば、あるいは給料が良い就職先ができれば地元で就職するかもしれないと答えた若者も、それなりにいたということでございます。

ちなみに、現下の人手不足とか人材不足への対策につきましては、私ども、経産省の中小企業庁などを中心に、中小企業の生産性向上を図るための設備投資やIT導入支援ですとか、あるいはリカレント教育による人材育成、マッチング支援といった諸施策を講じているところでございます。

7 ページを御覧いただきたいと思いますが、こういった状況や将来の予想を踏まえまして、地域や地方において、例えば第4次産業革命を意識したような将来の成長が期待される新しい分野へのチャレンジを行っていただき、その結果、地域の稼ぐ力の向上、そして良質な雇用の創出・拡大を図っていくことが必要であるということでございまして、そのような地域未来投資とも呼べる取組の芽というのが実際に登場してきているということでございます。

8 ページを御覧いただきますが、こういった取組を加速していくために、昨年、地域未来投資促進法という法律を国会で制定いただきまして、地方公共団体や地元の中核となる中核企業が行う地域における未来投資への積極的な取組を支援するという仕組みをつくりました。具体的には、市町村及び都道府県が地域の特性や、こういった分野を推進、成長させたいかと、こういうことを踏まえた基本計画を策定いただきまして、この計画を踏ま

えて、地域の中核企業が実施する地域経済牽引事業計画というものを都道府県で承認いただく。そして、その取組を、左下にございますけれども、地元の公設試や大学といった支援機関も必要なサポートを行いつつ、国、自治体でも様々な政策資源を集中投下していき、これで発展をしていっていただこうという仕組みでございます。

その狙いでございますけれども、9ページ、10ページになります。高い付加価値を創出して、地域の他の事業者へも相当の経済波及効果を及ぼすような地域の中核企業による事業、取組といったことを支援して、地域全体の稼ぐ力を拡大して、雇用のボリューム・質を上げていこうということでございます。

10ページを御覧いただきますと、域内でかなり取引や調達が多く、そして域外、県外や海外からいわゆる外貨を稼いでくるような地域の中核企業により頑張ってもらっていて、域内の取引先を含めてさらなる成長をしてもらう。さらに、自立的に成長が行われるようなエコシステム、支援するシステムというのも同時に形成をしていくという取組になってございます。

11ページは、昨年7月末、法施行以来、この1年強の間でございますけれども、既に47都道府県から合計197の計画が上がってきております。計画の分野は左下を御覧いただきますと、製造業、ものづくりのみならず、観光、スポーツですとか農林水産、環境、ヘルスケアといった多様な分野にわたりますし、第4次産業革命に絡む計画というのも78計画ございます。

12ページを御覧いただきますが、この基本計画に基づきまして、具体的に地域の中核企業が実施する地域経済牽引事業計画、こちらの方も法施行1年間で約1,300事業者による1,000件弱の計画が承認をされているということで、順調に取組が増えてきているということでございます。

13ページは、これらの取組を支える地域での連携した支援計画、公設試や大学、産業支援機関、金融機関といったものの連携、これが製品開発から販路開拓まできめ細やかなサポートを行う体制を構築しているということですが、こちらの連携支援計画も既に51の計画を承認してございます。

14ページでございますが、これらの取組の中心をなす地域中核企業です。この候補となり得る企業を地域未来牽引企業として昨年末、2,148社選定いたしました。企業情報のビッグデータによる選定、あるいは自治体等からの推薦による選定を行ってございまして、現在、さらに追加での選定・公表を行うべく作業してございます。

これらの仕組みの中で、特に地方公共団体に求める役割としては、15ページ、赤字のところでございますけれども、これは未来法の基本方針の抜粋ということでございまして、やはり地域の強みを活かして、それぞれ支援機関を含む地域の関係者全体が将来像を共有して、具体的な成果目標やスケジュールを設定いただくこととか、国の支援策、措置の活用のみならず、地方公共団体独自の積極的な措置や事業環境整備を行うことといった役割をお願いしているところでございます。

16ページ以降、具体的な基本計画とこれに基づく牽引事業計画の例をお示ししてごきます。1点だけ、16ページは長野県南信州地域でございますけれども、これは飯田市を中心に1市3町10村が長野県と連携してこの計画をつくっている。ちなみに、このエリアは定住自立圏の圏域とも一致しているということでございます。この中で、航空宇宙関連産業の集積を生かしたものづくりや、メディカル・バイオ系、精密加工、あるいは地場産業といった地域の強みを生かした計画をつくり、その目標を策定いただいております。

これを踏まえて、例えば17ページでございますけれども、多摩川精機という地域の中核となる企業が地元と提携して、新たな成長のための事業計画を策定して、実行に移していただいているという事例でございます。

18ページ、19ページは、お時間の関係で割愛をさせていただきます。

以上、駆け足で恐縮でございますけれども、経済産業省における取組を御紹介させていただきました。ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、農林水産省大臣官房の信夫様、よろしくお願いいたします。

○信夫課長 よろしく申し上げます。

2040年ごろを見据えて、人口構造の変化等が農業政策に与える影響と課題について説明をせよということでございましたので、それを中心に御説明を申し上げたいと思います。

まず1ページ目でございますけれども、皆様よく御存じの人口の推移でございますが、2015年に国内の人口が1.27億人いたものが、2040年には1.1億人程度になると予測されてございます。

一方で、世界に目を転じてみますと、2040年頃には人口が88億人になり、さらに10年後の2050年には92億人になるということでございます。人口というのは書いて字のごとく、人の口と書きますけれども、人口のありようというのは食料生産、つまり農業のありように非常にかかわってまいりますので、これを踏まえて農業政策をやっていかなければいけないと私どもも考えているところでございます。

農政と一口に言いますけれども、大きく分けて、食料、農業、農村とそれぞれ政策分野は分かれておりますので、順次御説明をさせていただきたいと思います。

2ページ目でございますが、食料分野への影響と課題でございます。今後、国内の食料の総消費量は減少いたしまして、2040年ごろには2012年と比べて約20%減、2050年では約30%の減になると考えてございます。

3ページ目でございますが、一方で、世界の人口の増加に伴いまして、世界全体での食料の生産量は2050年までに2000年比で1.55倍まで引き上げる必要があるだろうと。人口の伸びはこれよりも鈍いのですけれども、先進国、中間国になっていく国、あるいは所得階層が上がる層というのが多くなっていくと思いますので、所得が上がれば食料消費が増えるという関係にございますので、食料消費の方が伸びが多いただろうと考えてございます。

実際に、4ページの左下の参考2に書いてございますけれども、その兆候は既に出てご

ざいまして、2009年に世界の外食と加工食品の市場規模を私どもは340兆円ぐらいと試算してございますけれども、これが2020年には680兆円と倍になるのではないかと予測してございます。この傾向は、2040年に向けて、もっともっと大きくなっていくのだらうと思いません。

5 ページ目でございますが、今後の課題でございますけれども、国内人口の減少に伴いまして、国内の食料需要は徐々に減少してまいります。一方で世界人口は増加をいたしまして、食料需要は大幅に増大をいたします。従来、我が国の農業は主に国内市場をターゲットとして高品質な農産物の生産・販売を行ってまいりましたが、今後は、高い技術力を武器に、海外の需要に応じた生産・販売を行っていく必要があると考えてございます。

施策例で書いてありますように、輸出を促進するための施策を現在でも様々講じているところでございますが、例えば生産者と海外の消費者をつなぐサプライチェーンの構築ですとか、あるいは海外に出す場合にニーズを踏まえることは当然のことですけれども、それぞれの国で食品安全などの規制がございます。こういったことにちゃんと対応したグローバル産地、国内向けだけではなくて海外に物を出せる産地を形成していく。その前提として、常に海外のニーズとマッチングができる環境の整備を行っていく、こういったことを今、進めているところでございます。

いい兆候は出てきてございまして、右側に書いてございますけれども、過去5年間、毎年輸出額の最高額を更新してございまして、今年もこれまでのところ、対前年で15.4%の伸びをしております。平成31年までに1兆円にするという目標がございますけれども、このままのペースでいけば何とか到達できるのではないかと考えているのですが、その先はもっともっと広大な市場があると考えてございます。

次に6 ページ目でございますけれども、農業分野への影響と課題でございます。人口減少と一口に言われておりますけれども、これは高齢化と少子化を伴った人口構造の変化ということで、その兆候が一番如実に既にあらわれているのが農業分野であると考えてございます。既に、ふだん仕事として農業に従事されている基幹的農業従事者の高齢化が進んでおりまして、現在、平均年齢は既に67歳となっております。

左下の折れ線グラフを見ていただければと思いますが、昭和1桁世代が丸で囲っているところでございますけれども、75歳以上のところで非常に多いボリュームを占めておりますが、5～6年後にはおそらく引退されるであろうと思われています。

そういったことを前提に試算いたしますと、今、高齢者でも非常に元気に働いていただいておりますので、70代以下でとってみますと、現在、193万人程度の農業従事者の方が、2035年には約半分の106万人ぐらいになるという状況でございます。さらに、元気でばりばり働ける60歳代以下ということで見ても、124万人がその3分の2の80万人ということで、かなり減少のスピードが速くなっていくだらうと考えてございます。

その減少することの問題点でございますけれども、7 ページでございまして、物理的な労働力が減るといこともさることながら、これまで培われてきた非常に高度な技術が失

われるという可能性がございます。失われれば、当然のことではありますが、生産性の維持ですとか付加価値の高い農産物の安定的な生産が困難になるおそれがございます。農業というどうしても微細な技術があって、同じような色合いでも、熟練農業者が見るとまだ全然だめだということもあって、そういったものをいかに後世代につなげていくかということが非常に重要な課題になってございます。

8 ページ目でございますが、農地面積も減ってきてございまして、平成26年で452万ヘクタール、直近の平成29年で444万ヘクタールになってございますが、これは一応政策努力をいたしましても、私どもの推計では、平成37年に440万ヘクタールぐらいに減るのではないかと考えてございます。

労働力が減って、かつ耕地面積も減っていくのですが、減る分を下げるにはできるだけ担い手の方々に農地を集約化しなければいけないという課題が当然出てくるわけでございます。

9 ページ目でございますが、高齢化しているのは何人もばかりではございませんで、施設も老朽化が激しくなっております。基幹的水利施設の相当数は高度経済成長期に整備されたものでありますので、老朽化が進行してございまして、右側の円グラフにございまして、既に標準耐用年数を超過した施設が全体の4分の1、さらに今後10年のうちに耐用年数を過ぎると考えられるものを加えると3分の1を占めますので、突発的な事故だとかそういう危険性も出てくる。ここについてもメンテナンス等を進めていかなければいけないと考えてございます。

一方で、10ページ目でございますが、農地の整備率につきましては、田んぼでは30a程度以上に区画整備したものは3分の2程度、それから畑、これはかんがい排水施設できちんと水をコントロールできる施設をとったものということでございますが、これに関しては4分の1程度の整備率にとどまっております、担い手に農地を集約化するにしても、きちんと条件整備をして集約化していくという課題があるかと思っております。

11ページにまとめてございますけれども、担い手農業者が管理をする農地面積を拡大するとともに、新技術の導入・活用により、農作業の効率化ですとか省力化による生産性の向上、熟練農業者の技術の伝承等を進めていく必要があると考えてございます。

新規で農業に入ってもらえる方の確保・育成はもとより、現在、各都道府県に1つずつ農地中間管理機構というのを5年前につくらせていただきまして、それを通じて担い手に農地を、権利をただ集積するだけではなくて、まとまった農地を集約化して、できるだけ規模の利益を出そうと、そういった効率化を図ろうということで進めてございますが、さらにこれを加速していく必要があると思っております。

また、スマート農業と呼んでございますけれども、ICT、AI、ドローンなどの新技術等を活用して超省力・高品質生産、あるいは微細な技術をきちんとカメラで撮って、それを若手農業者が勉強できるような研修教材などにも使っていくとか、そういったことをどんどん進めていかなければいけないと考えております。

また、担い手の経営発展を阻害しないように老朽化した水利施設の改修ですとか適切なメンテナンス、さらには農地整備なども計画的に進めまして、農業インフラを維持する必要があると考えてございます。

12ページでございますが、農村分野でございます。リアルな人口減少の影響が出てくるのはここだと思ってございます。右側の2040年のところを見ていただきたいと思いますけれども、都市的地域では2010年に比べて1割強、人口が減ると推計してございますが、いわゆる農村地域ではもっと減ると考えてございます。山間地域では半減いたしまして、平地農業地域でも3割ぐらひは減るのではないかと考えてございます。

13ページの右側の表を見ていただきたいと思います。中山間地域というのは国土の7割強を占めてございまして、耕地面積も4割強を占めてございます。農業産出額も全体の35%を占めていて、一番下でございますが、従事者数も4割程度を占めているということでございます。従いまして、ここの振興を図らないと農業生産の大幅な減少につながるおそれがございます。

また、農村地域はいろいろな共同作業をやって、住環境はもとより、農作業の環境も整えているわけでございますけれども、そういった共同作業がなかなかできなくなってくるというような危険もあると考えてございます。

さらには15ページでございますけれども、人が少なくなった、あるいはいなくなったところには、当然、猿、イノシシ、鹿などの野生鳥獣があらわれて、人がなかなか住みづらい環境にどんどんなっていく。この3種類の獣害だけで被害額の約7割を占める100億円ぐらひの被害になっておりますけれども、これに対しても対応策が必要ということでございます。

プラス、16ページ目でございますが、農政はこれまで非常にきめ細やかに推進してまいりまして、特に市町村における農政担当の職員の方には大変御苦勞をいただいて、農家の方の指導などを行っていただいているわけでございますが、平成18年から28年にかけて、18年を100といたしますと、農林水産関係は他の分野にかけても農業の担当者が減ってございます。8割程度の水準になってございます。また、農家の指導という意味では農協等もやるわけでございますけれども、この数も最盛期に3,500ぐらひあったものが、今では700を切るぐらひになっているという状況でございます。

17ページでございますけれども、中山間地域をはじめとしまして、農村地域は、農業の振興はもとより国土保全などの多面的機能維持の観点からも重要な位置づけがございまして、このため、農業の構造改革に支障を来さないように留意しながらも、地域の維持・発展に貢献する取組を支援していく必要があると考えてございます。

加えまして、市町村における農林水産関係職員の減少等を見据えまして、これまでの農政の推進体制ですとか関係機関が果たす役割について検討を進めていく必要があると考えてございます。

私からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対し御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

田中委員と横田委員と太田委員。もう既に時間が超過していることは認識されていると思いますので、申し訳ございませんが、質問は1人1つに限らせていただきたいと思います。そして、さらに他に質問をされたいという場合には、先ほども申しましたけれども、事務局を通じて質問を提示していただいて、お答えいただくということにしたいと思いません。関係省庁の方におかれましては大変お手数ですけれども、そのようにお願いをいたします。

それでは、田中委員からお願いします。

○田中委員 ありがとうございます。田中です。

経済産業省に御説明いただいた地域の稼ぐ力と雇用創出のところで、3年間で2,000社を見出していくお話でしたが、経済的な効果、つまり年商がどのぐらいの規模の会社を創出していくかということの雇用と年商の目標が定まっていれば聞かせてください。スタートアップ企業なのか、もしくは既存企業なのかによって、雇用できる人の層、交流・移住人口増に与えるインパクトも違ってくるかと思えます。もしもスタートアップで外から若者層を誘引し、起業してもらうことに注力をしているところがありましたら、補足で聞かせていただければと思います。事例で示されましたのが、多摩川精機などすでに地元で成功されている、老舗の企業のお話でしたので、今回のインパクトに対する内容をイメージしたく、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 私も経済産業省さんにお伺いいたします。

新規創業や新しい取組も大事ですが、日本の場合、新陳代謝の廃業、廃業率も低いというところがあると思います。2040年に向けて代謝を上げるという観点で、どのような取組をなさっているか、教えてください。

○山本委員長 それでは、太田委員、お願いします。

○太田委員 私も経済産業省にお伺いいたしたいと思えます。

地域未来牽引企業という形で中核企業を特定されるということですが、この所在地なり、主たる稼ぎ手となっている工場の所在地というのは、地域の中核都市にあるケースが多いのでしょうか。それとも必ずしも一致していないということが多いのでしょうか。印象論で結構ですので、教えていただければ幸いです。

○山本委員長 それでは、安藤課長、お願いいたします。

○安藤課長 最初、田中委員から御質問をいただいた件でございます。3年で2,000社程度の支援を実施するというところで、一応、12ページに記載がございますとおり、投資拡大1兆円、GDP5兆円の引き上げを目指すということでございます。

会社数としては、1年で1,300社程度来ているということなので、順調だということなのです。

が、企業の規模としては、選定に当たりましては、例えば除外要件として大企業、売上高1,000億円以上とか、資本金10億円以上とか、東証一部上場という、いわゆる大企業を地域未来牽引企業からは外しており、逆に、一定規模以下の企業、売上高10億円未満とか、従業員数も各都道府県の上位30%未満とか、域内取引とか域外取引が少ないところも除外をさせていただきます。

従って、スタートアップとかそういうところを決して排除しているわけではございませんけれども、ある程度地域できちんとそれなりのポテンシャルを持って、域内の波及効果が大きそうなところを集中支援していこうと。スタートアップ支援というのは、中小企業庁も含めて別途の施策を講じさせていただいているという整理になってございます。

もう一件、新陳代謝の施策ということなのですが、まさに今、全国で中小企業は380万社あって、うち製造業は40数万社あると言われていた中で、年々事業者数は減っていているということと、後継者不足で事業承継の問題に直面しているわけですが、今後、全ての企業をどれだけ応援できるか、これはなかなか難しい。資源も人間も限りがある中で、どういった企業を応援していくのか、どういった企業で新陳代謝を図って、どういった企業をより元気になっていってもらおうかというのは、まさに今、省内で議論をし始めているところでございます。今後、そういった方向性での施策を中小企業庁、あるいは私も地域経済産業グループで志向していきたいと考えているところでございます。

それから、中核企業とか地域未来牽引企業の所在が比較的中枢中核都市というか、多分、県庁所在地とか中核市みたいなところに多いのかどうかという御質問かと思えます。やはり政令市とか中核市に所在されているところも多いのですが、比較的、製造業なものですから、街中とか必ずしも中枢ではなくても、それなりにもう少し小規模な都市にもかなり分散しているという印象を持っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

おそらく農水省さんに対する御質問は後日いくのではないかと思いますので、そのときは対応をよろしく願いいたします。

それでは、お時間がまいりましたので、ここまでとさせていただきます。

安藤課長、信夫課長におかれましては、御多用のところ御出席いただき、また貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

今回は、本日ヒアリングを行った空間管理、公共交通、インフラ分野、防災、治安分野、地域産業、農業分野の課題に取り組む地方公共団体からヒアリングを行い、その後、これらの分野に関する委員間での振り返りの議論を行いたいと存じます。

次回の日程等につきましては、追って事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。延長いたしまして大変申し訳ございませんでした。また、長時間にわたりありがとうございました。